障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第22回（R2.11.27）	資料２

横断的事項について
（障害者虐待の防止、身体拘束等の適正化）
≪論点等≫

横断的事項について

横断的事項に係る論点

論点１　障害者虐待の防止の更なる推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

論点２　身体拘束等の適正化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

【論点１】障害者虐待の防止の更なる推進について

現状・課題

○　障害者虐待防止法第15条に基づき、障害福祉サービス事業者等は、従事者に対する研修の実施等、障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとされている。

○　また、基準省令第３条第３項において、指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

○　国が作成する障害者虐待の防止と対応の手引きにおいては、虐待防止のための体制整備の取組の一環として、虐待防止委員会の設置を求めており、その役割は以下の３つ。()内は具体例
①　虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件チェックリストの作成と実施)
②　虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境をチェックリストにより確認する等)
③　虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行)

○　虐待防止のための責任者や虐待防止委員会の設置状況については、サービス類型によって大きな開きがあり、施設系は8割以上で設置している一方、それ以外では5割を下回るサービスもある。
※日本知的障害者福祉協会　平成26年度　全国知的障害児・者施設・事業実態調査報告

（虐待対応状況調査について）
○　虐待件数等を調査する虐待対応状況調査の結果では、施設従事者による障害者虐待の件数は年々増加傾向にある

○　上記調査では虐待発生要因を集計しており、個人的要因(※１)、組織的要因(※２)のいずれもみられる。
※１「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「倫理観や理念の欠如」
※２「職員のストレスや感情コントロールの問題」や「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」

【論点１】障害者虐待防止の更なる推進について

論　点

○　年々増加する施設従事者による障害者虐待への対応策として、どのような方策が考えられるか。

検討の方向性

○　虐待発生要因には、個人的要因、組織的要因のいずれも存在することから、各サービスの実態を踏まえつつ、指定基準に以下の内容を盛り込むこととしてはどうか。
①　従業者への研修実施の義務化
②　研修実施や虐待が起こりやすい職場環境の確認、改善を行うための組織として虐待防止委員会（注）設置を義務化
③　虐待の防止等のための責任者の設置の義務化
（注）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

○　その際には、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取り組みが行えるよう、具体的な方法・配慮を併せて示すこととしてはどうか。なお、虐待防止の取組の中で、身体拘束等の適正化について取り扱う場合についても同様としてはどうか（Ｐ11参照）　。

○　これらについて施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、一定の準備期間を設けることも検討してはどうか。
※なお、今後、国として現場における好事例を収集した上で、その内容を現場に周知予定。
※具体的なスケジュール例
　②は令和３年４月から努力義務化し（①、③は既に努力義務となっている）、令和４年４月に①から③まで義務化する。

障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）経年比較

注：平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成30度の6ヶ年分が対象。

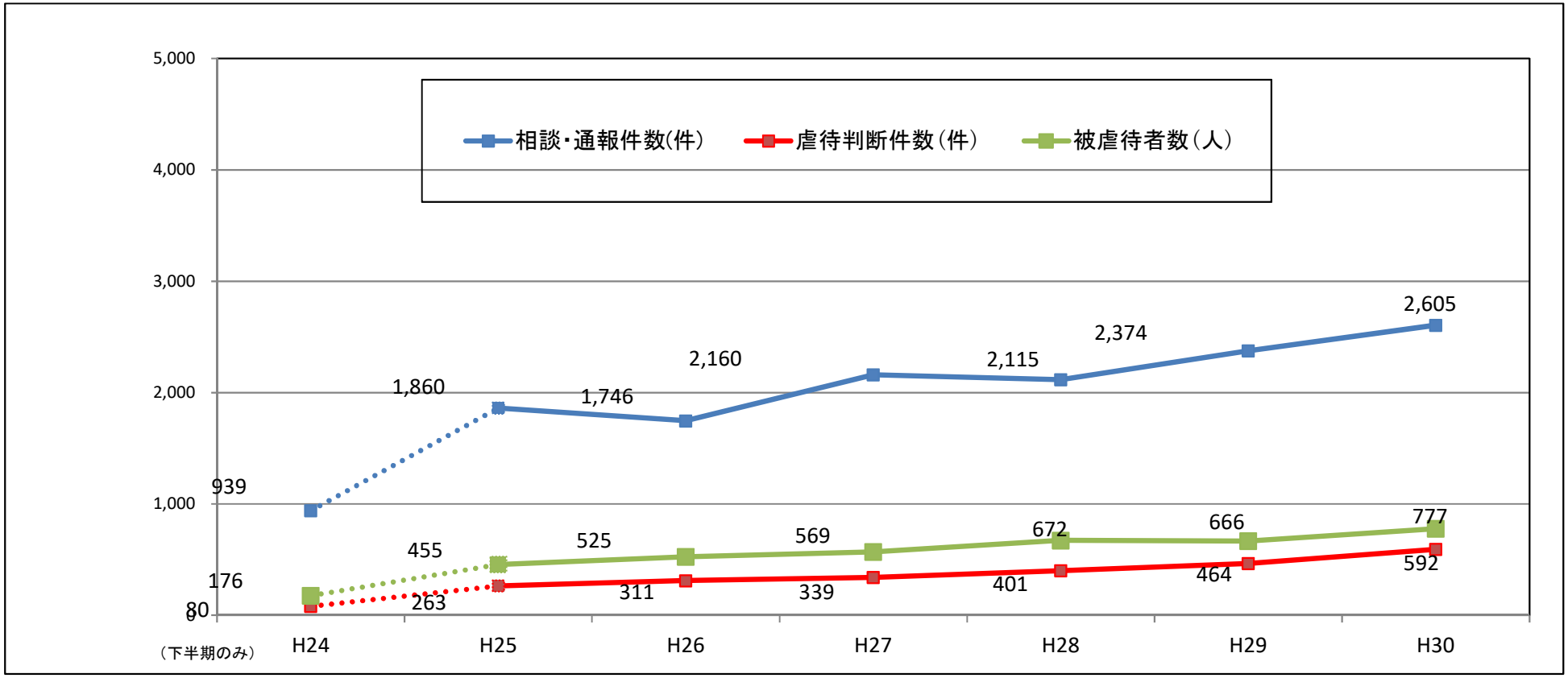

平成30年度　障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞【概要】

相談通報

2,605件

主な通報届出者内訳

- ●当該施設・事業所職員　(17.9%)
- ●本人による届出　(17.8%)
- ●家族・親族　(12.9%)
- ●設置者・管理者　(12.6%)
- ●相談支援専門員　(9.0%)

2,310件

市区町村

＊平成29年度に通報・届出があった事案90件を含む

事実確認調査　(2,656件)

- 事実確認調査を行った事例　2,244件
  - うち、虐待の事実が認められた事例　672件
  - うち、さらに都道府県による事実確認調査が必要とされた事例　7件
- 事実確認調査を行わなかった事例　412件
  - うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例　9件

256件（連絡した市区町村数）

295件

※5　580件

※5　15件

都道府県

＊平成29年度に通報・届出があった事案3件を含む
＊監査・実地指導等により判明した事案7件を含む

事実確認調査を行った事例　(48件)

- 更に都道府県において事実確認を行った事例で虐待事実が認められた事例　3件　→ 3件
- 都道府県調査により虐待の事実が認められた事例　9件　→ 9件

虐待の事実が認められた事例

592件

被虐待者　777人※1
虐待者　634人※2
（死亡事例：2人）

障害者総合支援法等による権限行使等※3

市区町村による指導等

- 施設等に対する指導　389件
- 改善計画提出依頼　309件
- 従事者への注意・指導　175件

障害者総合支援法等による権限の行使等

- 報告徴収・出頭要請・質問・立入検査　191件
- 改善勧告　38件
- 改善命令　1件
- 指定の全部・一部停止　8件
- 指定取消※4　3件
- 都道府県・政令市・中核市等による指導　266件

虐待者（634人）

- ● 性別
  男性（70.5%）、女性（29.5%）
- ● 年齢
  60歳以上（18.5%）、50～59歳（17.5%）
  40～49歳（15.3%）
- ● 職種
  生活支援員（42.3%）、
  その他従事者（10.3%）、
  管理者（9.5%）、世話人（7.1%）、
  サービス管理責任者（4.9%）

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0%
倫理観や理念の欠如	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%

虐待行為の類型（複数回答）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.7%	13.3%	42.6%	5.7%	7.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	136	23.0%
居宅介護	16	2.7%
重度訪問介護	6	1.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	15	2.5%
生活介護	106	17.9%
短期入所	17	2.9%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.3%
移動支援事業	4	0.7%
地域活動支援センターを経営する事業	7	1.2%
福祉ホームを経営する事業	1	0.2%
児童発達支援	4	0.7%
放課後等デイサービス	70	11.8%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	592	100.0%

被虐待者（777人）

- ● 性別
  男性（65.6%）、女性（34.4%）
- ● 年齢
  20～29歳（18.8%）、40～49歳（18.1%）
  ～19歳（18.0%）、30～39歳（14.5%）
- ● 障害種別（重複障害あり）

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%

- ● 障害支援区分のある者　(67.1%)
- ● 行動障害がある者　(32.3%)

※1　不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の18件を除く574件が対象。
※2　施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった52件を除く540件が対象。
※3　平成30年度末までに行われた権限行使等。
※4　指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
※5　同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない

虐待防止委員会について

〇障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和２年10月厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）

５　虐待を防止するための体制について

（３）事業所としての体制整備

運営規程で定めた「虐待を防止するための措置」として、虐待防止委員会の設置等、必要な体制の整備が求められます。虐待防止委員会の責任者（委員長）は、通常、管理者が担うことになります。また、虐待防止委員会を組織的に機能させるために、各サービス事業所のサービス管理責任者やサービス提供責任者、ユニットリーダー等、各事業所や現場で虐待防止のリーダーになる職員を虐待防止マネジャーとして配置します。

また、複数事業所があり、虐待防止マネジャーが複数名配置されている場合は各事業所間、マネジャー間で虐待への認識の相違が起きないように、相互確認を行ったり、複数名で同一現場を確認ながらチェックリストを用い、基準を統一することがポイントとなってきます。

（４ ）虐待防止委員会の役割

委員会には、「虐待防止のための計画づくり」、「虐待防止のチェックとモニタリング」、「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」の３つの役割があります。

第１の「虐待防止のための計画づくり」とは、虐待防止の研修や、虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し、マニュアルやチェックリストの作成と実施、掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画づくりです。

第２の「虐待防止のチェックとモニタリング」とは、虐待防止の取組の実施プロセスです。後述するチェックリストにより、委員会によって虐待が起こりやすい職場環境の確認を行い、また各職員が定期的に自己点検し、その結果を虐待防止マネジャー（サービス管理責任者等）が集計し虐待防止委員会に報告します。また、サービス管理責任者においては、利用者の個別支援計画の作成過程で確認された個々の支援体制の状況（課題）等も踏まえながら、現場で抱えている課題を委員会に伝達します。併せて、発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告します。

※既存のチェックリストでは、労働環境（職場環境、人員配置過不足、人員スキル等）、労働条件（宿直やインターバル等）、人間関係（労働環境に起因するもの）、相談体制（職場の仕組みとして）、会議体の設定等の経営者とともに行わなければならない項目が不足している場合が多いため、これらを補うことが必要です。

委員会では、この現況を踏まえて、どのような対策を講じる必要があるのか、経営者と一体で取り組むもの、虐待防止委員会・各部署単位で取り組むもの、職員個人で取り組めるものの３つに分類し、具体的に検討の上、経営計画への反映や、職員への研修計画や各部署の職員が取り組む改善計画に反映し、虐待防止マネジャーを中心として各部署で具体的に取り組みます。

第３の「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」とは、虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していくこととなります。

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割
・研修計画の策定、・職員のストレスマネジメント・苦情解決
・チェックリストの集計、分析と防止の　取組検討
・事故対応の総括・他の施設との連携
・身体拘束に関する適正化についての検討(論点2)　等

虐待防止委員会
委員長：管理者
委　　員：**虐待防止マネジャー**
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

合同開催も可能

虐待防止委員会
委員長：管理者
委　　員：**虐待防止マネジャー**
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

合同開催も可能

虐待防止委員会
委員長：管理者
委　　員：**虐待防止マネジャー**
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析等
・身体拘束に関する適正化についての検討　等

職員　職員　職員

事業所

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析
・身体拘束に関する適正化についての検討　等

職員　職員　職員

事業所

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析
・身体拘束に関する適正化についての検討　等

職員　職員　職員

施設・事業の種類	送付数	提出数	回収率（%）
障害児入所施設	243	165	67. 9
児童発達支援センター	171	116	67. 8
日中活動事業所	2, 241	1, 477	65. 9
障害者支援施設	1, 594	1, 140	68. 2

虐待防止への対応（26年度のみ調査）

虐待防止に関する責任者の設置（事業所数・下段は%）

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計
設置している	149 90. 3	57 75. 9	1, 225 82. 9	1, 047 91. 8	2, 509 86. 6
設置していない	10 6. 1	24 20. 7	210 14. 2	78 6. 8	322 11. 1
無回答	6 3. 6	4 3. 4	42 2. 8	15 1. 3	67 2. 3
計	165 100	116 100	1, 477 100	1, 140 100	2, 898 100

組織（虐待防止委員会等）の設置（事業所数・下段は%）

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計
設置している	132 80. 0	57 49. 1	895 60. 6	931 81. 7	2, 015 69. 5
設置していない	24 14. 5	52 44. 8	518 35. 1	182 16. 0	776 26. 8
無回答	9 5. 5	7 6. 0	64 4. 3	27 2. 4	107 3. 7
計	165 100	116 100	1, 477 100	1, 140 100	2, 898 100

表 44　市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	395	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	308	57.0%
倫理観や理念の欠如	285	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	122	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	110	20.4%

（注）構成割合は、虐待者が特定できなかった52件を除く540件に対するもの。

表 45　施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	205	34.6%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	312	52.7%
虐待防止委員会の設置	151	25.5%
通報義務の履行	241	40.7%

（注）構成割合は、虐待判断事例件数592件に対するもの。

表45は虐待が認められた施設等に事実確認調査に入った時点（複数回の事実確認調査で施設・事業所を訪問した場合は1回目の訪問時点）における取組

平成30年度　障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞【詳細】(2)

重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

(1)調査実施目的

障害者虐待における死亡事例や傷害事件となったような重篤な事例(以下「重篤事例」という。)の未然防止、再発防止に向けて、効果的な取組や体制等、現状における課題を聞き取り、今後必要な対応策を検討することを目的に、平成30 年度「障害者虐待対応状況調査」で施設従事者虐待において重篤事例を計上した自治体、法人・事業所に対して、事例概要、虐待発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施。

(2)調査対象

平成30年度「障害者虐待対応状況調査」で、施設従事者虐待における重篤事例を計上した自治体及び虐待が発生した法人・事業所

調査結果

○法人・事業所が自ら行う取組:「研修」に関する工夫

・研修テーマ:人権、障害者虐待に関する理解、通報義務、強度行動障害への支援、アセスメント、個別支援計画の作成方法等

・研修方法:座学に加え、県内で自主的な研修に取り組んでいる法人・事業所への視察等

・ヒアリング調査で聞きとった研修の効果に関する意見(抜粋)

- ・それまでは虐待に対する意識が低かった。自分たちが行っている支援が虐待に該当するという意識がなかったが、勉強することによってこれも虐待に該当するという意識が高まったと思う。(経営層)
- ・人権に対する意識が高まる効果があったと思う。研修後、職員からこの拘束方法はいいのか、あの職員がやっている支援方法でいいのかなど質問が多数でてきた。(経営層)
- ・研修実施以降、身体拘束がなくなった。(経営層)
- ・研修を受けて、いろいろな考え方を学んで、意識が変わった。職員間で話すことによって、みんなで同じ方向に向かっていると思う。それまでは、閉ざされた環境で仕事していたのかなと思う。我々職員が変わることによって利用者さんのためにもなってよかったかと思う。(職員)
- ・気になる事例を隠すことがなくなった。(職員)

○研修以外に法人・事業所が自ら行う取組

・毎月、虐待防止委員会の構成メンバーである各事業所の管理者と理事長が、事業責任者会議を開催し、各事業所の現状と課題を抽出し、特に、事業所で解決できないものについて、組織として解決を図る取組を行い、会議録を残している。

【論点２】身体拘束等の適正化について

現状・課題

○　通所・入所・居住系サービスの基準省令には、各サービスの創設当初から「身体拘束等の禁止」について規定されていたが、身体拘束等の適正化を図るため、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、「身体拘束廃止未実施減算」を創設。

○　身体拘束廃止未実施減算は、身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準省令で規定されている「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由その他必要な事項」を記録していない場合に適用される。

○　平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、「更なる見直しについて検討する」と整理されている。

論　点

○　介護保険における運営基準及び身体拘束廃止未実施減算の適用要件を踏まえ、障害福祉サービス等においても基準省令の見直しや身体拘束廃止未実施減算の適用要件について見直す必要があるか。

検討の方向性

○　介護保険における運用基準及び適用要件を参考に、基準省令の見直しや算定要件の追加を検討してはどうか。その際、国において具体的な対応例を示すとともに、これを受けて施設・事業所が対応を行うために一定の時間を要すると見込まれるため、一定の準備期間を設けることを検討してはどうか。また、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるとみなすこととしてはどうか。

※具体的なスケジュール例

- 基準省令は、令和３年４月から努力義務化し、令和４年４月から義務化する。
- 減算の算定要件は、令和５年４月から適用する。

○　訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、基準省令に「身体拘束等の禁止」の規定を追加するとともに、身体拘束廃止未実施減算を創設してはどうか。

※具体的なスケジュール例

- 基準省令のうち、現在、他の障害福祉サービスにおいて義務となっている「身体的拘束等を行う場合の記録」については、令和３年４月から義務化する。その他の事項については、令和３年４月から努力義務化し、令和４年４月から義務化する。
- 減算の算定要件は、いずれも令和５年４月から適用する。

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	○神奈川県立津久井やまゆり園における大量殺傷事件を契機として立ち上がった「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」の中間報告では、同園において要件を満たさない身体拘束があったことが指摘された。また、その後も神奈川県立の施設において同様の不適切な身体拘束が多数報告されている。このように、要件を満たさない身体拘束に対しては身体拘束廃止未実施減算が設定されているが、減算としては５単位と不十分である。例えばこの減算を倍以上に強化し、さらに最終的には強度行動障害支援者養成研修（実践）修了者の未配置も減算対象にするといった踏み込みが求められる。	全国手をつなぐ育成会連合会
2	○利用者の権利擁護のため、身体拘束廃止未実施減算要件に「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」を段階的に取り入れるよう検討すべきではないか。	日本知的障害者福祉協会

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抄）

（平成30年２月５日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）

⑤　身体拘束等の適正化について

・　今般、身体拘束等の記録を行っていない場合の減算を設けることとするが、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」についても努めるものとし、その上で、更なる見直しについて検討する。

身体拘束廃止未実施減算の適用状況

サービス種別	H31.4			R2.4		
	減算算定事業所数	全事業所数	算定率	減算算定事業所数	全事業所数	算定率
療養介護	0	253	0.00%	0	254	0.00%
生活介護	2	10,655	0.02%	4	11,117	0.04%
短期入所	3	4,857	0.06%	2	4,331	0.05%
施設入所支援	1	2,587	0.04%	3	2,581	0.12%
共同生活援助	2	8,428	0.02%	0	9,221	0.00%
自立訓練(機能訓練)	0	184	0.00%	0	167	0.00%
自立訓練(生活訓練)	0	1,153	0.00%	0	1,172	0.00%
就労移行支援	2	3,198	0.06%	0	3,001	0.00%
就労継続支援A型	1	3,799	0.03%	0	3,818	0.00%
就労継続支援B型	1	12,506	0.01%	5	13,212	0.04%
児童発達支援	1	6,306	0.02%	0	6,932	0.00%
医療型児童発達支援	0	93	0.00%	0	78	0.00%
放課後等デイサービス	0	13,568	0.00%	0	14,809	0.00%
保育所等訪問支援	0	541	0.00%	0	359	0.00%
居宅訪問型児童発達支援	0	30	0.00%	0	41	0.00%
福祉型障害児入所施設	0	185	0.00%	0	184	0.00%
医療型障害児入所施設	0	188	0.00%	0	191	0.00%

出典：国保連データ

※　身体拘束廃止未実施減算は、身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準省令で規定されている「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由その他必要な事項」を記録していない場合に適用される。

身体拘束廃止未実施減算の適用要件（介護保険サービスとの比較）

○　以下の要件を満たさない場合に、減算が適用される。

障害福祉サービス等	介護保険サービス
①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること	①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

「身体拘束廃止未実施減算」創設による取組や意識等の変化

○ 事業所調査によると、「身体拘束廃止未実施減算」創設による取組や意識等の変化については、「特に変化はない」が44.7%と最も多くなっている。
○ 自治体調査によると、「身体拘束廃止未実施減算」創設による、障害福祉サービス等事業所における身体拘束の廃止・適正化の効果については、「一定の効果がある」が63.2%と最も多くなっている。
○ 自治体調査によると、身体拘束廃止未実施減算の創設に伴う事業所の身体拘束の廃止・適正化に関する意識の変化について、「それほど変化は感じない」が64.2%と最も多く、次いで「どちらかといえば高くなっているように感じる」が33.0%となっている。

事業所調査

取組や意識等の変化[n＝521]

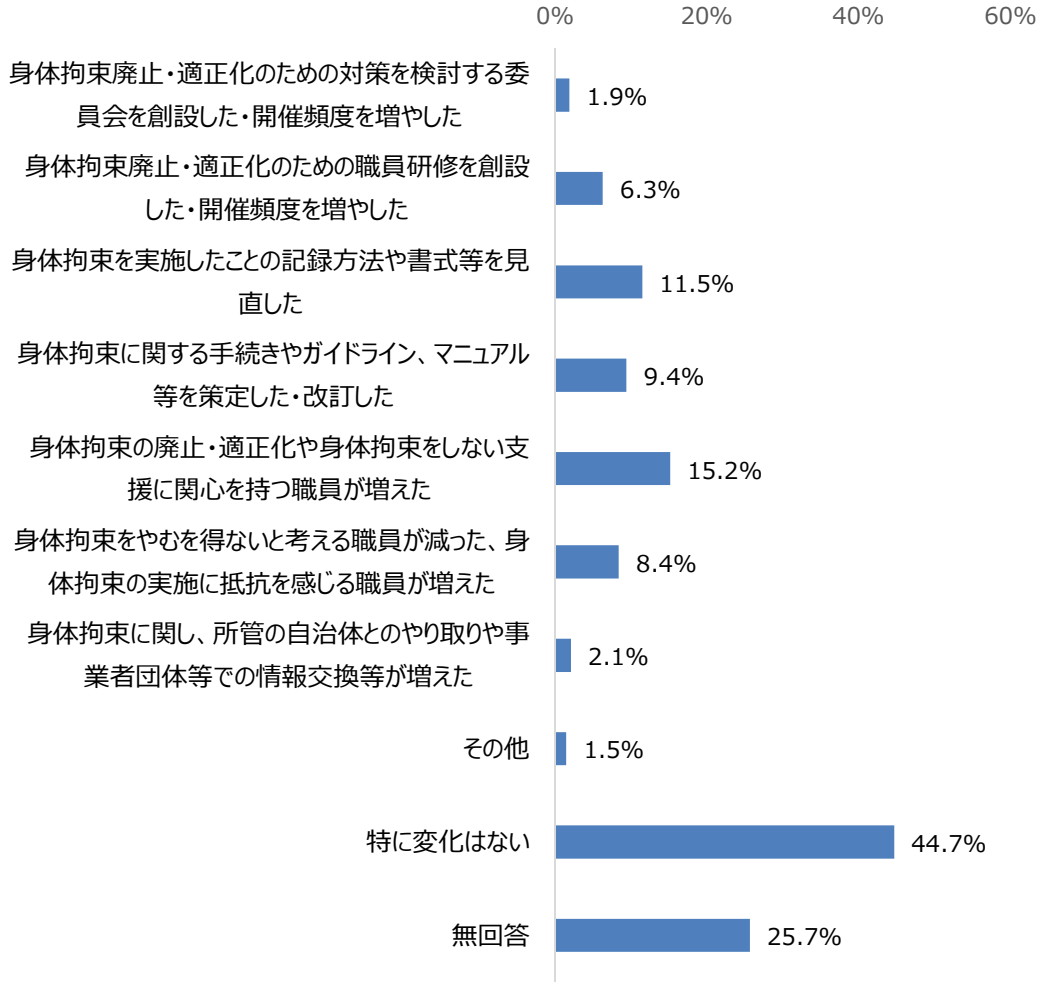

自治体調査

減算創設による身体拘束廃止・適正化への効果[n＝106]

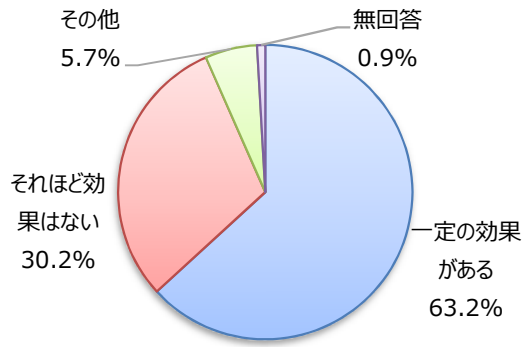

取組や意識等の変化[n＝106]

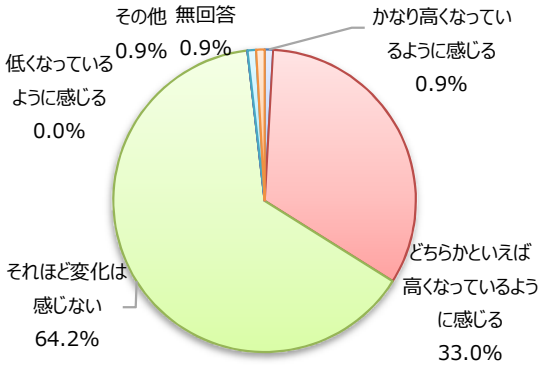

「高くなってる」と思う自治体が感じた変化 [n＝36]

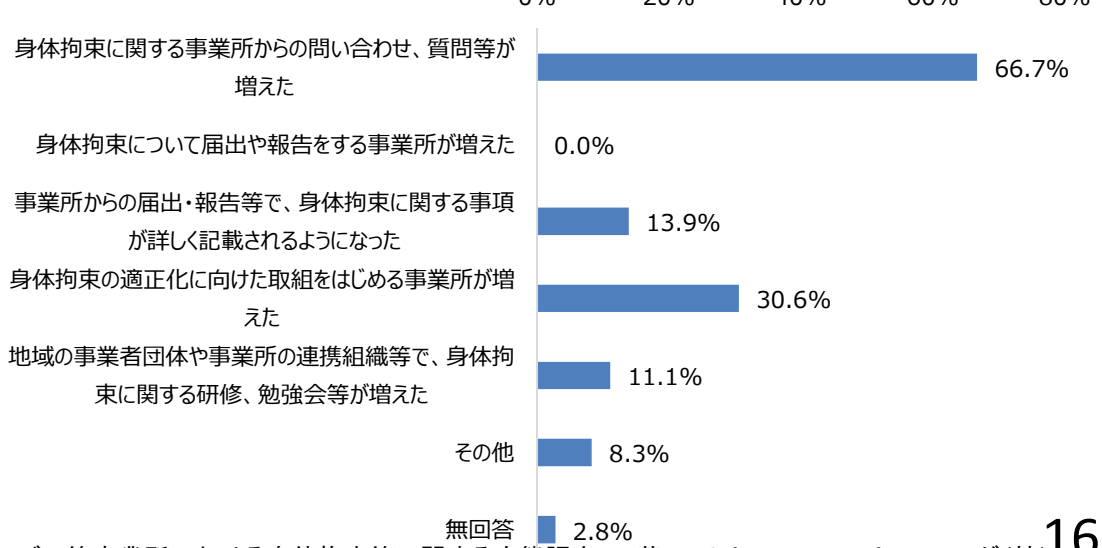

出典：令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス等事業所における身体拘束等に関する実態調査」三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）

身体拘束適正化の取組状況（１）

○ 調査対象サービスの利用者に対する、身体拘束の対応方針については、「身体拘束を一切行わない」が58.7%となっている。また、介護保険事業も実施している法人の事業所で、「身体拘束を行うことがある」とする割合が比較的高い。

○ 「身体拘束を一切を行わない」と回答した事業所について、身体拘束を行わないという方針の適用範囲は、「法人全体の方針として決めている」が62.7%と最も多くなっている。また、介護保険事業も実施している法人の事業所で、「法人全体の方針はないが、事業所で方針として決めている」とする割合が高い。

身体拘束の対応方針

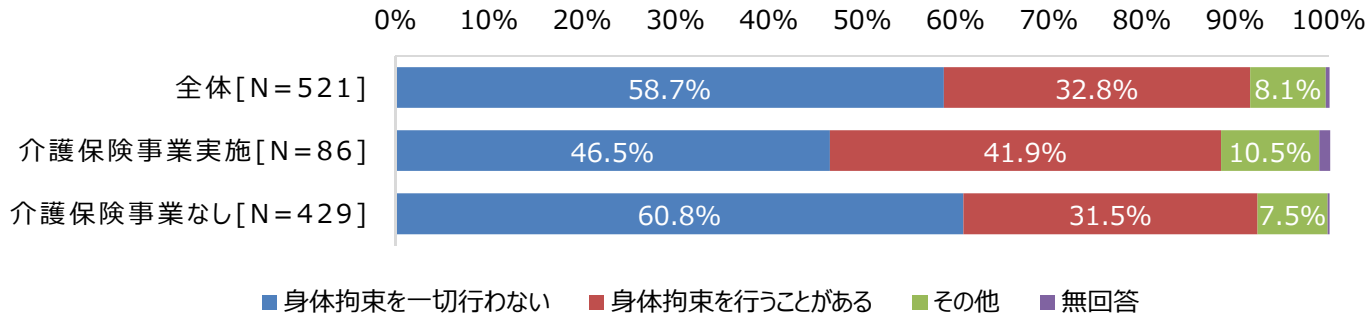

身体拘束を行わない方針の適用範囲

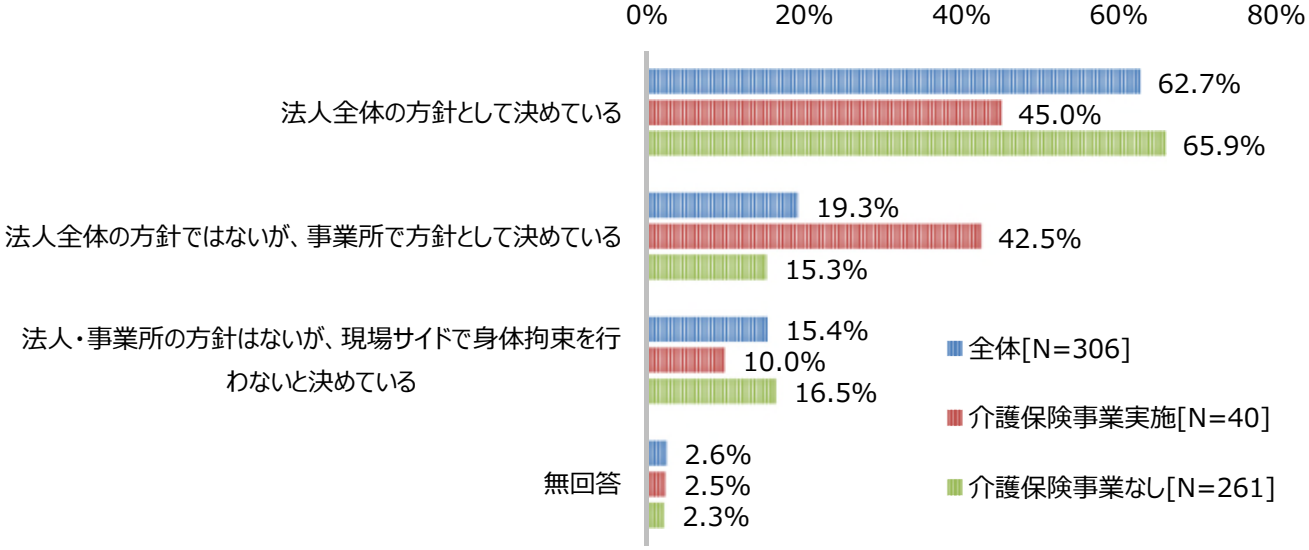

出典：令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス等事業所における身体拘束等に関する実態調査」三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）

身体拘束適正化の取組状況（２）

○ 「身体拘束を行うことがある」と回答した事業所について、身体拘束を行う際の明文化された手続きやガイドライン、マニュアル等の文書の整備状況は、「身体拘束を実施する場合の一連の手続きを定めたもの（責任者の承認、本人・家族の同意、実施可否の判断等）」が70.2%と最も多くなっている。
○ 身体拘束の廃止・適正化の取組として実施していることについては、「職員に対し、身体拘束の弊害の周知や、身体拘束をしない支援等についての研修会等を行っている」が45.3%と最も多くなっている。
○ 介護保険事業も実施している法人の事業所で、実施していない事業所に比べて各項目に取り組んでいる割合が高い。

身体拘束を行う際の明文化された手続きやガイドライン、マニュアル等の文書の整備状況

介護保険における減算適用要件

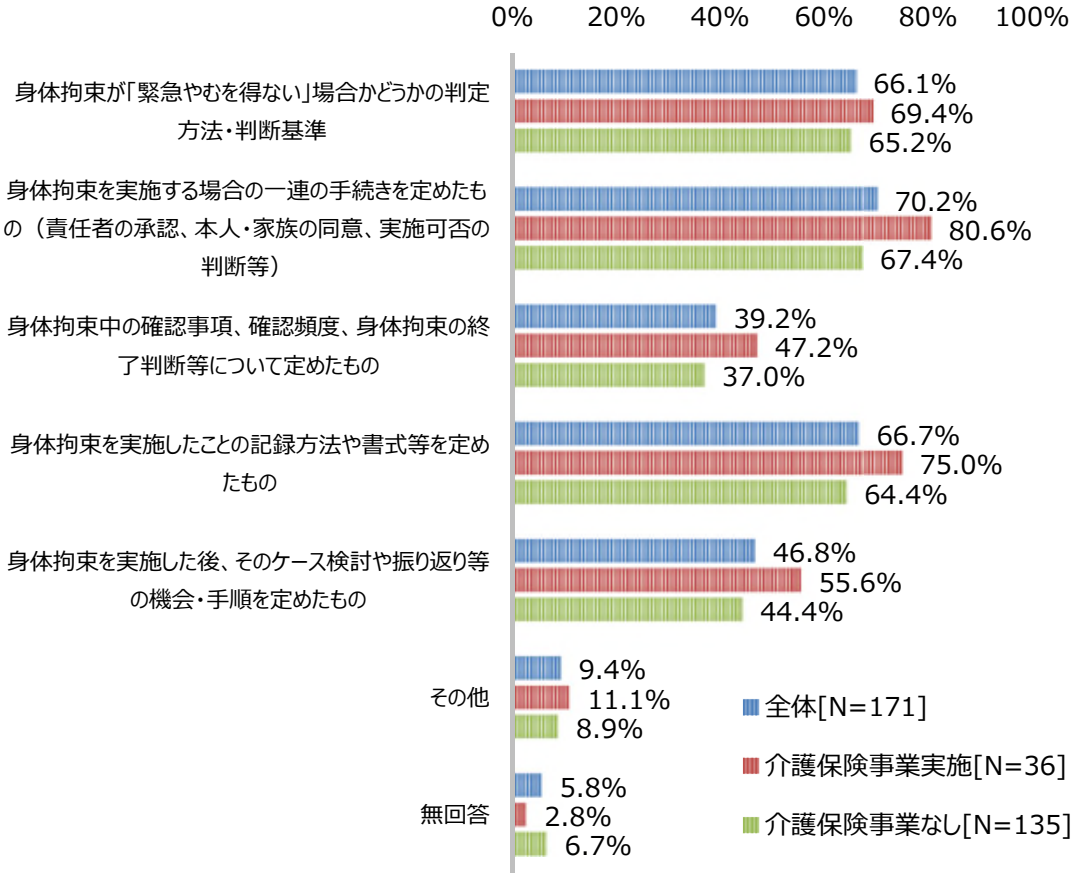

身体拘束の廃止・適正化の取組として実施していること

介護保険における減算適用要件

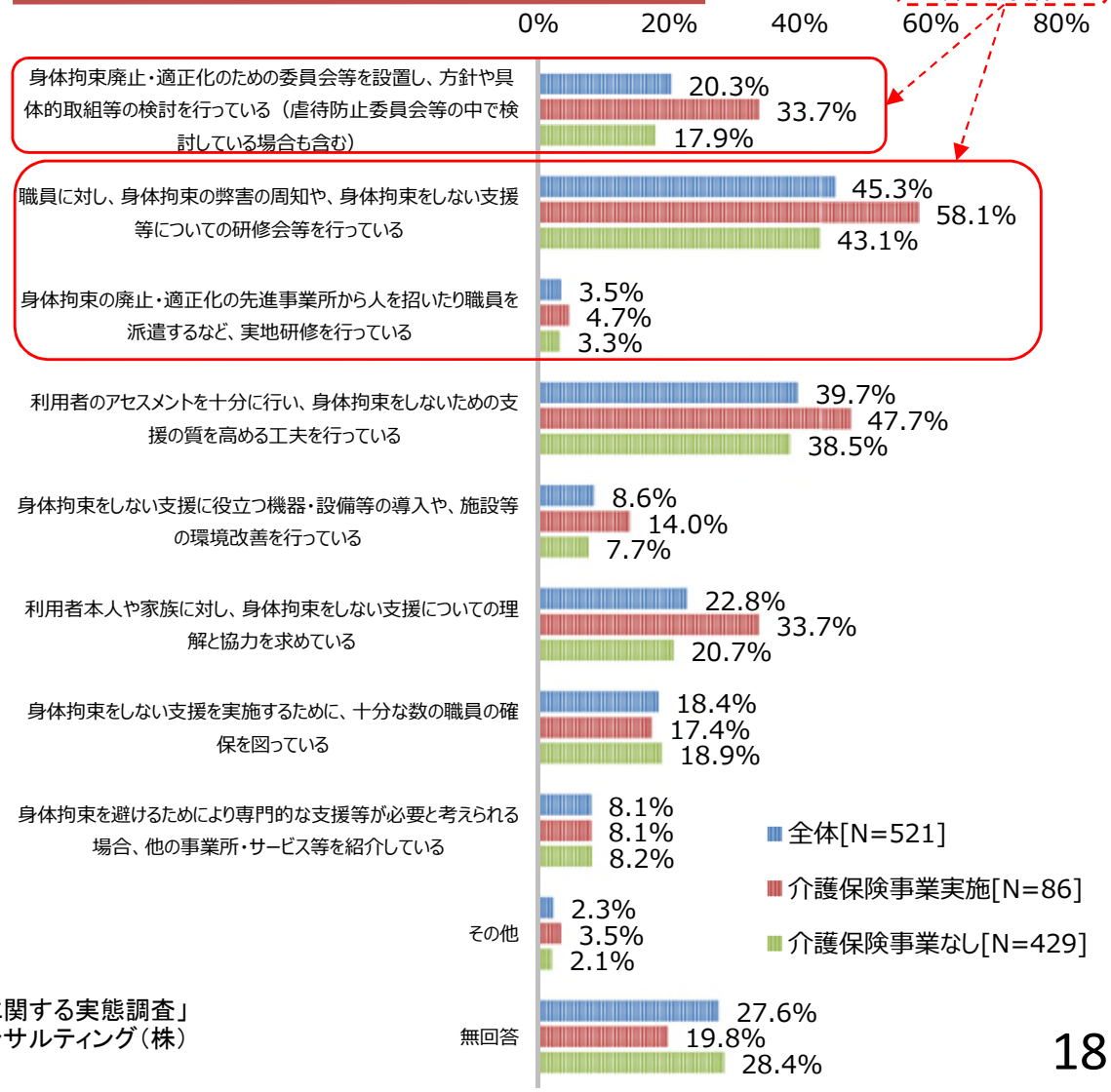

出典：令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス等事業所における身体拘束等に関する実態調査」
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

○　身体拘束の廃止・適正化のための委員会を設置している事業所は、20.3%となっている（P18「身体拘束の廃止・適正化の取組として実施していること」参照）。
○　自治体調査の結果によると、「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催を減算適用の要件として追加することの可否については、「難しい」が50.9%と半数を上回っており、「可能」は30.2%となっている。

○　事業所における身体拘束に係る認識を強化し、障害者福祉施設等において組織的な取組を促進する観点から、身体拘束の廃止・適正化のための委員会を開催を基準省令に位置づけ、対応していない場合は、減算の適用要件としてはどうか。なお、虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化に向けた検討も合わせて行う場合は、身体拘束の廃止・適正化のための委員会を開催しているものとみなしてはどうか。
○　自治体調査の結果によると、要件追加が難しい理由について、「規模が小さく、組織内の体制づくりの難しい事業所が多い」が81.5%となっており、一定の配慮が必要となる事業所が存在すると想定されることから、本取扱いの適用に当たっては、一定の準備期間を設けることを検討してはどうか。

（自治体調査）「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催を要件として追加することの可否　[n＝106]

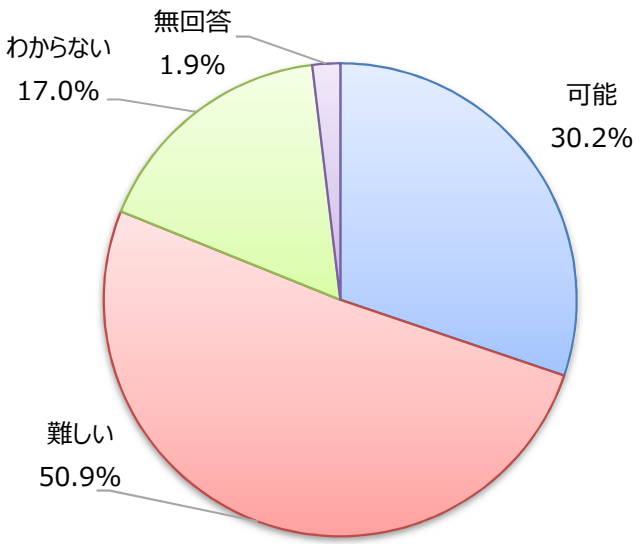

（自治体調査）「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催の要件追加が難しい理由　[n＝54]

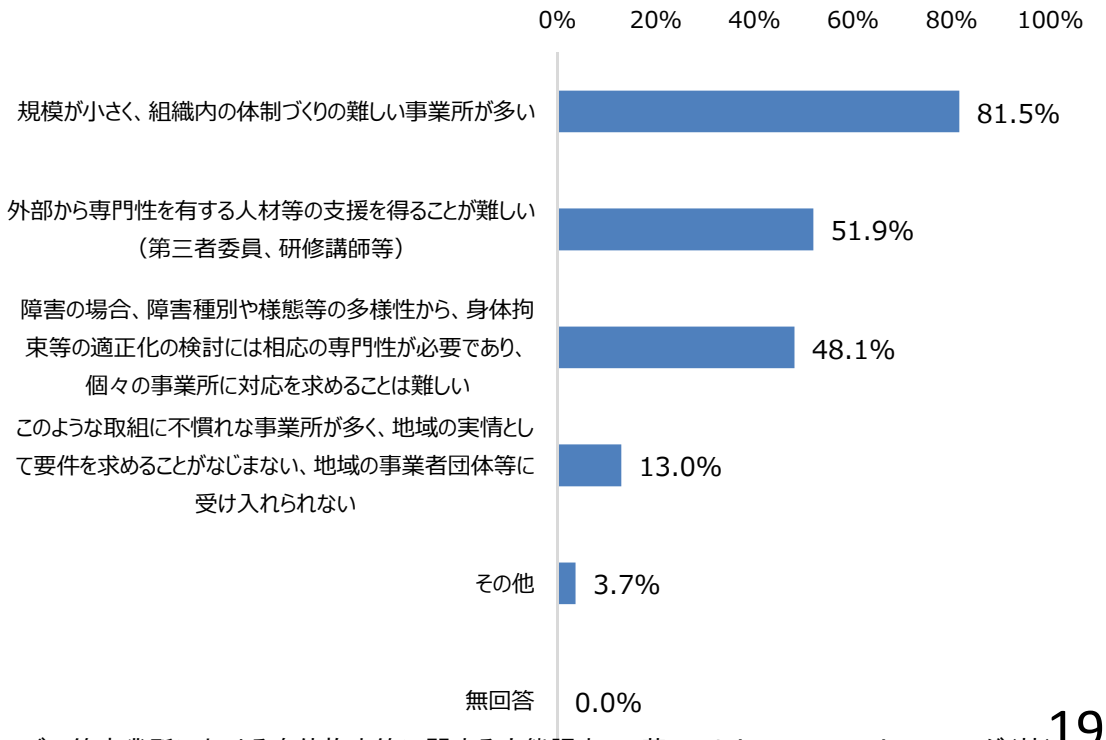

出典：令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス等事業所における身体拘束等に関する実態調査」三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割
・研修計画の策定、・職員のストレスマネジメント・苦情解決
・チェックリストの集計、分析と防止の　取組検討
・事故対応の総括・他の施設との連携
・身体拘束に関する適正化についての検討　等

虐待防止委員会
委員長：管理者
委　　員：**虐待防止マネジャー**
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

合同開催も可能

虐待防止委員会
委員長：管理者
委　　員：**虐待防止マネジャー**
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

合同開催も可能

虐待防止委員会
委員長：管理者
委　　員：**虐待防止マネジャー**
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析等
・身体拘束に関する適正化についての検討　等

職員　職員　職員

事業所

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析
・身体拘束に関する適正化についての検討　等

職員　職員　職員

事業所

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析
・身体拘束に関する適正化についての検討　等

職員　職員　職員

身体拘束等の適正化のための指針を整備

○ 「身体拘束を行うことがある」と回答した事業所について、身体拘束を行う際の明文化された手続きやガイドライン、マニュアル等の文書の整備状況は、「身体拘束を実施する場合の一連の手続きを定めたもの（責任者の承認、本人・家族の同意、実施可否の判断等）」が70.2%と最も多くなっている（P18「身体拘束を行う際の明文化された手続きやガイドライン、マニュアル等の文書の整備状況」参照）。

○ 自治体調査の結果によると、「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備を減算適用の要件として追加することの可否については、「可能」が52.8%と半数を上回っており、「難しい」は28.3%となっている。

○ 身体拘束等の適正化のための指針の整備を基準省令に位置づけ、対応していない場合は、減算の適用要件としてはどうか。

○ 自治体調査の結果によると、要件追加が難しい理由について、「規模が小さく、組織内の体制づくりの難しい事業所が多い」及び「障害の場合、障害種別や様態等の多様性から、身体拘束等の適正化には相応の専門性が必要であり、個々の事業所に対応を求めることは難しい」が66.7%となっており、一定の配慮が必要となる事業所が存在すると想定されることから、本取扱いの適用に当たっては、一定の準備期間を設けることを検討してはどうか。

（自治体調査）「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備を要件として追加することの可否 [n＝106]

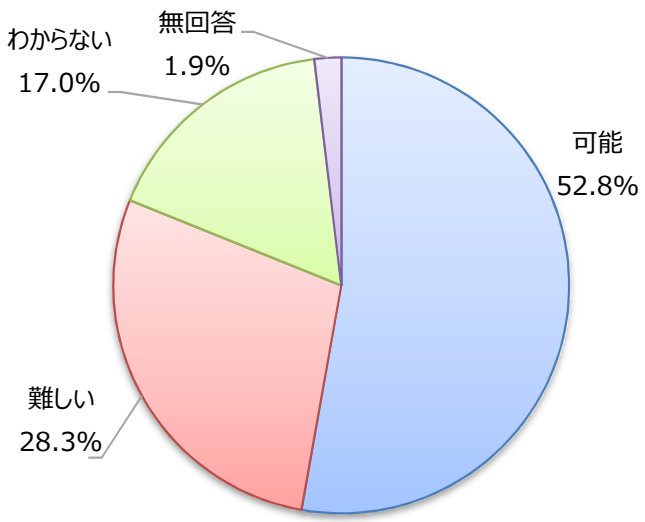

（自治体調査）「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備の要件追加が難しい理由 [n＝54]

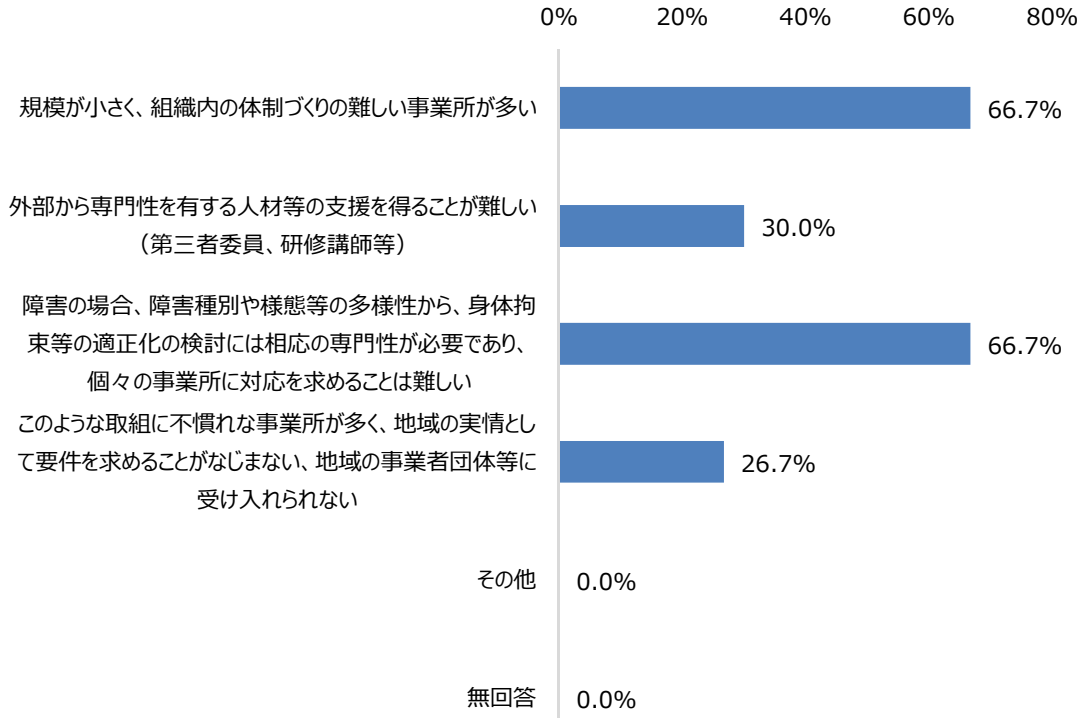

出典：令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス等事業所における身体拘束等に関する実態調査」三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）

身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

○　職員に対し、身体拘束の弊害の周知や、身体拘束をしない支援等についての研修会等を行っている事業所は45.3%となっている（P18「身体拘束の廃止・適正化の取組として実施していること」参照）。

○　自治体調査によると、「身体的拘束等の適正化のための定期的な研修」の実施を減算適用の要件として追加することの可否については、「可能」が58.5%と半数を上回っており、「難しい」は21.7%となっている。

○　身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施を基準省令に位置づけ、対応していない場合は、減算の適用要件としてはどうか。なお、虐待防止等のために研修を実施している場合に、身体拘束等の適正化についても研修内容に含んでいる場合は、身体拘束等の適正化のための研修をを実施しているものとみなしてはどうか。

○　自治体調査の結果によると、要件追加が難しい理由について、「外部から専門性を有する人材等の支援を得ることが難しい」が60.9%となっており、一定の配慮が必要となる事業所が存在すると想定されることから、本取扱いの適用に当たっては、一定の準備期間を設けることを検討してはどうか。

（自治体調査）「身体的拘束等の適正化のための定期的な研修」の実施を要件として追加することの可否　[n＝106]

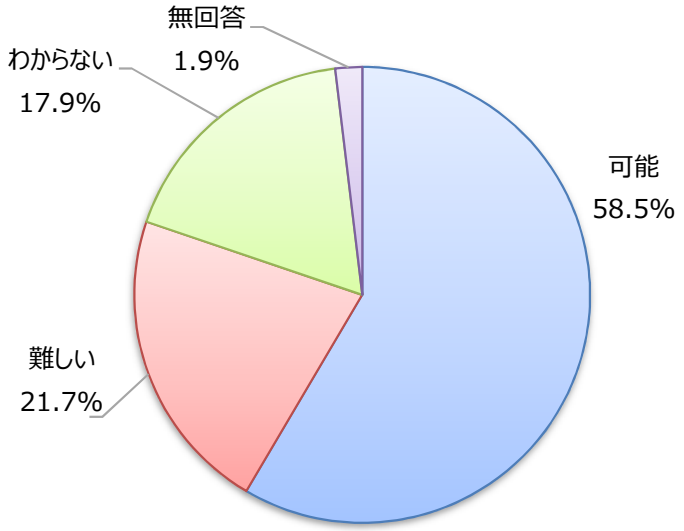

（自治体調査）「身体的拘束等の適正化のための定期的な研修」の実施の要件追加が難しい理由　[n＝54]

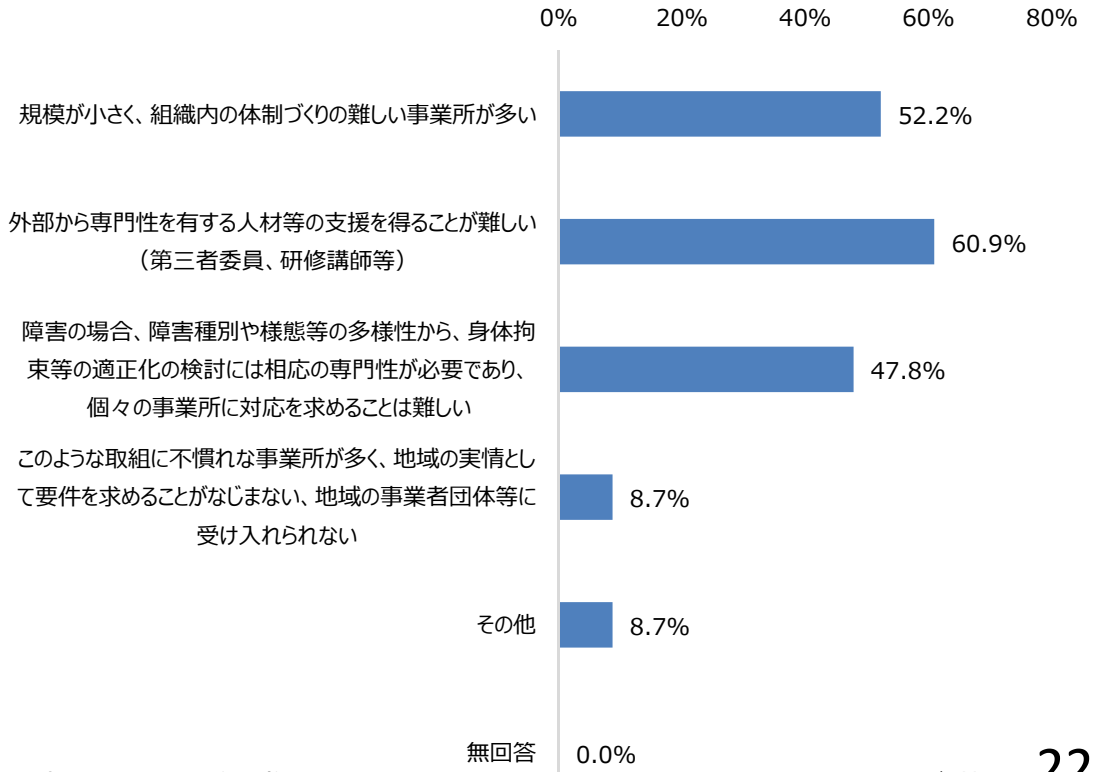

出典：令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス等事業所における身体拘束等に関する実態調査」三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）

（参考）身体拘束等の禁止

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年９月29日付厚生労働省令第171号）抜粋

（身体拘束等の禁止）

第七十三条　指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

２　指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。